年　　月　　日

尼崎市長　殿

所在地

組合名

理事長名

事業計画の変更認可申請書

　本組合は、　　年　　月　　日の総会において事業計画の変更を議決したので、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第34条第１項の規定により、下記の書類を添えて申請します。

記

１　変更理由書

２　変更した事業計画

３　総会又は総代会の議決を経たことを証する書類

議事録　他

４　法第34条第２項において準用する法第９条第２項（※１）の同意を得たことを証する書類

区分所有者集計表

区分所有者名簿（同意・未同意）

施行マンションとなるべきマンションの管理規約の写し

建替え合意者集計表

建替え合意者名簿（マンション建替組合設立同意・未同意）

同意書　登記簿謄本　他

５　新たに施行マンションに追加しようとするマンションについての建替え決議（※２）の内容を記載した書類

建替え決議を行った際の管理組合の総会の議事録

建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第62条第２項（※３）各号に規定する事項を記載した書類（議案書）

他

６　法第34条第３項の同意を得たことを証する書類

債権者の同意書　他

７　法第12条第１項第３号を証する書類（※４）

８　図面（設立認可申請と同じものを添付し、更に変更対象図、設計図をつける。）

備考

１　変更理由書は変更理由の要点を簡明に記載すること。

２　変更した事業計画書は、変更した事業計画の全部又はその部分について、目次に赤線を引き、変更しない目次には「変更なし」と記載すること。

３　上記４及び５については、新たに施行マンションに追加しようとする同一敷地内に存するマンションがある場合に添付すること。

４　上記６については、二以上の施行マンションの数を縮減する場合又は経費の分担について変更しようとする場合で、マンション建替事業の施行のために借入金があるときに添付すること。

注記

※１：　一括建替え決議マンション群の場合は、｢法第９条第４項｣となる。

※２：　一括建替え決議マンション群の場合は、｢一括建替え決議｣となる。

※３：　一括建替え決議マンション群の場合は、｢法第70条第３項｣となる。

※４：　隣接施行敷地を含むマンション建替えの場合必要となる。